堺市

『児童発達支援自己点検及び評価シート』

作　成　日：　令和5年5月30日
事 業 所 名：　はるか

| | | 現在の取組内容・今後の改善目標（内容） |
|---|---|---|
| 1 環境・体制整備 | ①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保 | 約70㎡ある指導訓練室に転倒や運動時の衝撃を吸収する5㎝厚のクッションマットを敷き詰め、しっかりと運動が出来るスペースを確保しています。 |
| | ②職員の専門性・配置数<br>あい・さかいサポートリーダーの配置の有無 | 保育士、看護師、児童指導員、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士に加え、ダウン症児の育児経験者が多数在籍しています。<br>あい・さかいサポートリーダーの配置は無し。 |
| | ③送迎体制・添乗員の確保 | 送迎なし　無料駐車場を12台分用意してあります。 |
| | ④合理的配慮の視点に基づく環境整備 | 冷蔵庫、ミルク用のお湯、オムツ替えスペース、授乳室、補助便座、空気清浄機、加湿器 |
| | ⑤職員の健康診断の実施 | 年1回実施 |
| 業務改善 | ①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック | Googleフォームにてアンケートを実施。<br>母子通所の為、毎回来所時に意見や要望、相談等あればその都度説明や改善を行っています。 |
| | ②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修<br>（障害児通所支援事業者育成事業利用の有無） | 職員全員に年2回の支援技術向上の外部研修を義務付け研修内容を事業所内にて話し合い、技術等情報共有しています。虐待防止研修年1回<br>障がい児通所支援事業育成事業の利用有。 |
| | ③虐待防止等のための責任者を設置 | あり |
| | ④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映 | 苦情や意見等があれば当日中に職員で話し合い、改善に努めています。対応出来ない事は説明し、理解して頂きます。 |
| 3 適切な支援の提供 | ①児童発達支援管理責任者による児童発達支援計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付） | 契約前に必ず体験にて利用をして頂き、契約後はその場で速やかにアセスメントを行い、保護者と一緒に今後の療育について話し合います。児童発達支援管理責任者による計画案を作成し、職員で会議を行い、会議後に再度支援計画を必要があれば修正し、作成します。<br>保護者に支援計画を説明し、了解を頂き交付となります。 |
| | ②モニタリングの実施、計画の見直し | 保護者と支援内容や、成果をもとに相談を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ③個別の課題に対応した活動内容・プログラム | 翌月のプログラムを10日にお知らせ、17日までに予約を入れてもらいます。支援計画にプログラムを盛り込み、保護者が支援計画をもとに無理の無いよう療育の予定を立て利用して頂いています。 |
| | ④ミーティング等の実施 | 毎月2回以上行っています。<br>利用者の状況、保護者からの意見や要望等はもちろん、職員が気になったことや今後の課題などを話し合います。同会社の別事業所とも話し合いの場を設け、情報を共有しています。 |
| | ⑤支援内容の記録 | 専用の記録用紙を使い支援者が手書きで記録します。<br>主に利用者の様子を重点的に記録しています。 |
| 4 関係機関との連携 | ①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携） | 担当者会議参加の依頼があれば参加しています。<br>相談支援事業所との連携は、相談員と電話、又は来所にて情報交換をしています。 |
| | ②認定こども園・幼稚園・保育園、保健センター等との連携 | 保護者やこども園等からの依頼があれば事業所の専用マニュアルを使い、相談や情報交換を行っています。<br>先生や保健士さんが事業所に来所され、指導方法を共有する事もあります。 |
| | ③他の児童発達支援事業所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所等との連携 | 依頼があれば行います。<br>利用者の発達具合によっては、他の事業所と連携し紹介する場合もあります。 |
| | ④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制 | 保護者同伴通所の為、医療的ケアは保護者に行ってもらっています。<br>医療機関との連携体制はありますが、連携は必要がある場合のみ行います。 |
| | ⑤就学する際の移行支援（学校との引継ぎ・情報共有等） | 依頼があれば行います。 |
| | ⑥「あい・ふぁいる」の活用 | 現在活用していませんが、保護者に重要性を周知し、積極的に活用していく予定です。 |

| | | |
|---|---|---|
| 5　保護者への説明責任等 | ①事業所で実施している支援（支援内容、プログラムなどを記載してください。） | ダウン症に特化した早期療育を行っています。<br>運動・学習・集団療育等あらゆる療育を行い、身辺自立へ向けて必要な生活能力の向上を目指しています。<br>ご家族が主体となれる療育を第一に考え、利用者家族の精神的ケア等を含めた総合的な支援を行っています。 |
| | ②運営規程、支援内容、利用者負担の説明 | 契約時と、変更等があった場合に必ず行っています。 |
| | ③保護者からの相談への適切な対応、必要な助言 | 個別で相談を承っています。ダウン症児の育児経験者・障害児教育経験のある職員、心理カウンセラー、子育て家庭支援ファシリテーターが対応しています。 |
| | ④会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信 | 「はるかだより」を毎月発行しています。<br>ホームページや SNS も活用し、活動内容を配信しています。 |
| | ⑤日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告 | 保護者同伴の為、支援を共に見守り、支援内容や様子等もその都度共有しています。 |
| | ⑥おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告 | 利用料以外の費用は頂いておりません。 |
| | ⑦身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載 | 0 歳児からご利用頂いており、安全優先の為、身体拘束が必要な可能性のある方は、利用を控えて頂いております。 |
| | ⑧個人情報の適切な取扱い | 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、利用目的を明示した上で、ご本人の同意を得てから取り扱っております。 |
| 6　非常時の対応 | ①緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等の整備と職員、保護者への周知 | 各マニュアルを整備し、周知しています。 |
| | ②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施 | 年に 2 回、避難訓練と消防訓練を行っています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有 | 市町村のホームページ等にある事故例、ヒヤリハットを活用し、事故防止について常に話し合い、事業所の内外を定期的に点検しています。 |
| | ④サービス提供中の事故を防ぐための取組等 | 各 4.5 センチのクッションマットを敷き詰めております。全てのコンセントに手の届かない位置へスイッチをつけています。全てのドアにカギをとりつけ、施錠しております。 |
| | ⑤感染症対策の実施 | 来所時の検温・手洗いを徹底しております。<br>出来るだけ密にならないようなプログラム作りを行い、事業所内は常に換気を徹底しています。マスクは個人の判断に任せています。 |
| 7 その他 | ① 地域との交流 | 地域のボランティアの方によるお話し会や、イベント参加等で交流しています。月１回、ダウン症の親の会を開催し、地域の相談など行っています。 |